

武蔵野市民科カリキュラム作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市立の小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（以下「中学校」という。）並びに義務教育学校において特設教科として武蔵野市民科のカリキュラムを実施するにあたり、必要な事項について検討するため、武蔵野市民科カリキュラム作成委員会（以下「作成委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 作成委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を武蔵野市教育委員会に報告する。

- (1) 武蔵野市民科の目標に関すること。
- (2) 小学校の第5学年から中学校の第1学年にかけて実施する武蔵野市民科の全体計画及び年間指導計画の作成に関すること。
- (3) 地域の人材、施設等を活用した学習活動案の作成に関すること。
- (4) 武蔵野市小中連携教育研究協力校における授業の実践の成果及び課題に関すること。
- (5) 小学校の第1学年から第4学年までの各学年間並びに中学校の第2学年及び第3学年の各学年間における武蔵野市民科とこれに関連する各教科等との接続に関すること。
- (6) 武蔵野市民科において使用する教材等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、武蔵野市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 作成委員会は、次に掲げる者及び職にある者をもって組織し、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 武蔵野市立小中学校長会を代表する者 1人
- (3) 武蔵野市立小中学校副校長会を代表する者 1人
- (4) 武蔵野市立の小学校及び中学校の教員 3人
- (5) 保護者を代表する者 1人
- (6) 地域を代表する者 1人
- (7) 教育部長
- (8) 教育部指導課長
- (9) 教育部統括指導主事
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として、前条の規定により委嘱し、又は任命した日からこれらの日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 作成委員会に委員長を置き、委員の中から教育長が指名する。

2 委員長は、会務を総括し、作成委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 作成委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 作成委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬)

第7条 第3条第1号、第5号及び第6号に掲げる委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、市長が別に定める。

(事務局)

第8条 作成委員会の事務局は、教育部教育企画課及び指導課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、作成委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する。